

第3章 本計画の基本的な考え方

1 基本理念

2025年(平成37年)には団塊の世代が75歳以上の高齢者となることにより、医療や介護のニーズが高まることや、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれます。

こうした中、“「輝いて、生涯現役」のびやかな人生が息づくまちをつくる”を基本理念として、その実現に向けて取り組みます。

基本理念

「輝いて、生涯現役」のびやかな人生が
息づくまちをつくる

活力ある高齢化社会を築き上げるためには、何よりも、高齢者が住み慣れた地域や家庭でいきいきと充実した暮らしを続けることが大切です。

そのためには、市民一人ひとりが早くから高齢化についての理解を深め、高齢者の社会参加や生きがいづくりを総合的に推進する事が必要です。

また、核家族化や家族の高齢化、女性の社会進出、扶養意識の変化などにより家庭での介護能力の低下がすすむことが予想されることから、高齢者の介護ニーズに適切に対応するため、家庭や地域あるいは行政や民間関係団体との適切な役割分担に基づいた総合的な対策が求められています。さらに、保険や福祉あるいは医療等のサービス供給主体が連携を密にし、個々のケースに見合う最も適切なサービスを提供できる体制の確立が大切です。

元気な高齢者はもちろんのこと、支援を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう保険と福祉と医療が連携した総合的な在宅支援サービスを強化するとともに、すべての高齢者が充実した生涯を送ることができるよう努めます。

2 政策目標

基本理念の実現に向け、4つの政策目標を掲げます。

政策目標 1 高齢者福祉の充実

高齢者が支援や介護が必要な状態になっても住み慣れた自宅や地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、今後、増加が見込まれる認知症高齢者の権利擁護などの充実に努めます。

政策目標 2 地域福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、地域福祉サービスの充実や制度の周知・啓発に努めるとともに、「自助・互助・共助・公助」の視点で多様な支え合いの体制の構築に努めます。

政策目標 3 長寿社会の基盤づくり

高齢者が生涯にわたって健やかに暮らせるよう、早い時期からの健康づくりや介護予防の取組みを進めるとともに、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、社会参加などの促進や、高齢者自らが支援の担い手となれるよう、地域における活動を支援します。

政策目標 4 安全に安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安全に安心して暮らせるよう、交通安全対策や防犯・防災対策の推進に努めます。

3 基本方針

政策目標の達成のため、6つの基本方針を掲げます。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年（平成37年）までに地域包括ケアシステムを構築するため、自助の促進や互助の広まりに向けて意識的に働きかけながら、在宅医療と介護の連携や地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実などに取り組むとともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者等への施策を推進します。

また、高齢者一人ひとりを尊重し、高齢者が尊厳を保ち、自立した生活が送れるよう、高齢者の権利を守るための支援を進めます。

(2) 介護保険サービスの質・量の充実

介護保険制度の役割は、介護を必要とする高齢者にサービスを提供し、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう支援することです。

そのため、介護保険制度を維持するための国の方針に従いながら、在宅サービスと施設・居住系サービスの適切な基盤整備に努めるとともに、介護サービス事業者に対する指導監督を適切に行うことなどにより、サービスの質量の両面にわたる充実を図ります。

(3) 暮らしを支える施策の推進

高齢者が自らのニーズに応じた適切なサービスや住まいを選択することができるよう、地域での支え合いなどの地域福祉活動を推進し、高齢者の在宅生活を支援します。

(4) 健康づくりと介護予防の推進

介護や支援が必要な状態となることを防ぐため、早期からの生活習慣予防や健康づくりを推進するとともに、生活支援ニーズに応じたサービスを提供する仕組みづくりや身近な地域で気軽に介護予防に取り組める環境づくりに努めます。

(5) 生きがいづくりと社会参加の促進

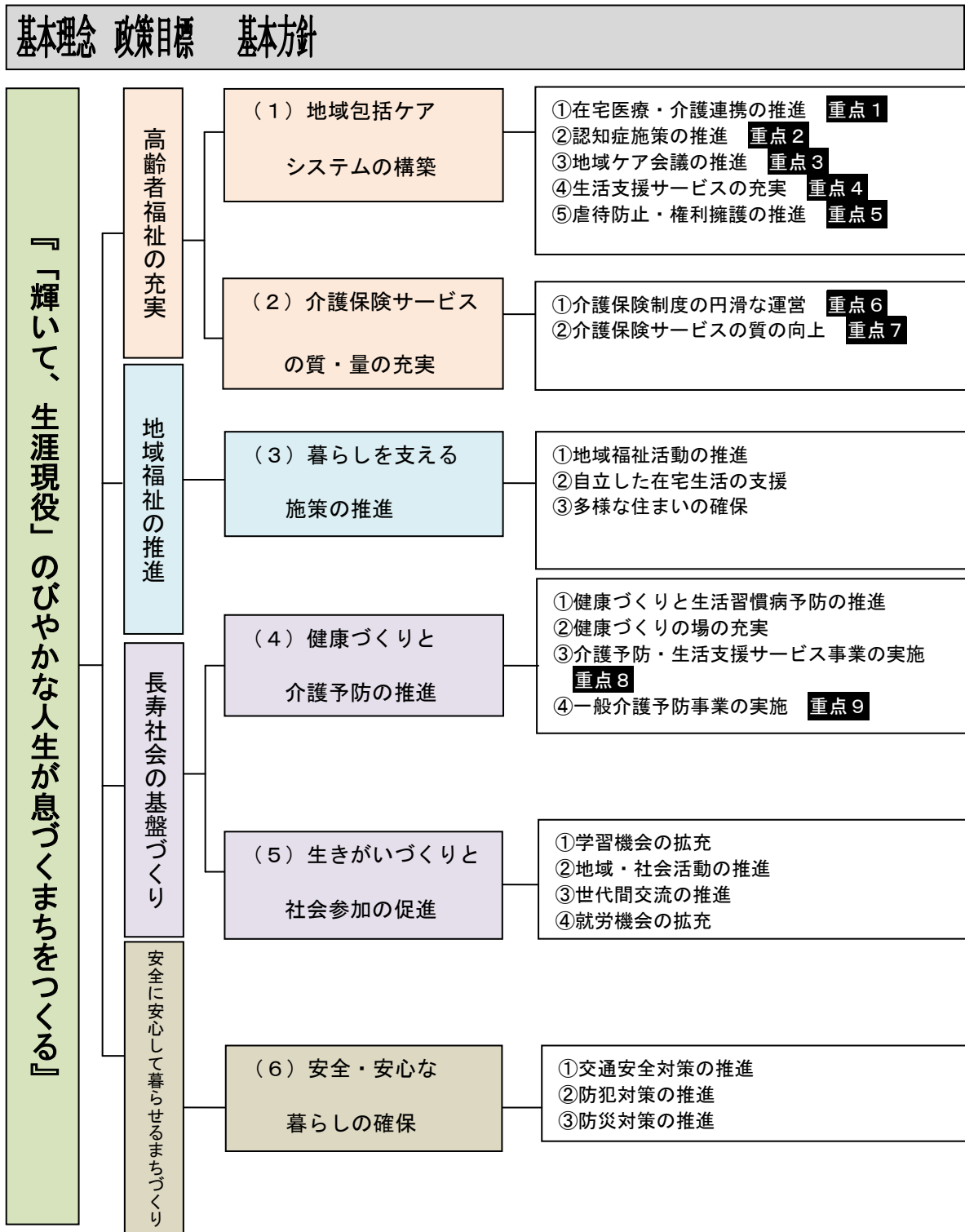
元気な高齢者は社会の大きな財産であることから、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識・技能を生かし、社会の主役として活躍することができる環境づくりを推進します。

また、生涯現役で、生きがいをもって過ごすために、健康づくりや介護予防とともに、ボランティア、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流など幅広い社会参加の推進と地域の交流を促進します。

(6) 安全・安心な暮らしの確保

交通事故や災害などの緊急時における安全対策を推進し、高齢者が地域において普段から安心感を持って生活できるよう、安全・安心対策を推進します。

4 計画の体系



5 重点的な取組

地域包括ケアの実現に向けた重点的な取組

重点1 第4章 地域包括ケアシステムの構築

1 在宅医療・介護連携の推進 (P23)

- 在宅医療・介護に関わる多職種が連携して課題を抽出し解決策を話し合う会議を開催します。
- 医療と介護の密接な連携を図り、高齢者本人の尊厳を尊重し、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう支援体制を構築します。

【取組】

- 関係機関・関係者による会議や研修会の実施
- 地域住民への普及啓発
- 医療・介護事業所マップなどの作成、活用

重点2 第4章 地域包括ケアシステムの構築

2 認知症施策の推進 (P25)

- 認知症への理解を深める機会を多く提供できるよう努めます。
- 地域の身近な場所で気軽に相談できる仕組みづくりに努めます。
- 認知症の早期発見・早期診断・早期治療に結びつくよう関係機関の連携を推進します。

【取組】

- 認知症サポーター養成講座の開催
- 認知症初期集中支援チーム員の配置
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症ケアパスの活用や普及
- 認知症カフェ等の設置の推進
- 認知症キャラバンメイト連絡会の構築
- 登別市はいかい高齢者等SOSネットワークの推進

重点3 第4章 地域包括ケアシステムの構築

3 地域ケア会議の推進 (P27)

- 高齢者を支える多職種が協働して高齢者が抱える課題の解決を図るとともに、地域支援のネットワークを構築します。
- 個別支援の取組みを重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、地域課題の解決に必要な地域づくりや必要な資源の開発、高齢者施策への反映などにつなげます。

【取組】

- 個別の地域ケア会議の推進
- 圏域・全市における課題の把握と政策への反映
- 個別支援を通じた在宅医療・介護関係者と地域関係者のネットワークの構築

重点4 第4章 地域包括ケアシステムの構築
4 生活支援サービスの充実 (P29)

- NPOやボランティア、地縁組織等の活動を支援し、地域のニーズに合った多様な生活支援のサービスを充実させることにより、高齢者の在宅生活の継続を支援します。
- 互助による生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を促進します。
- 高齢者が担い手としても活動できるよう取組を進めます。

【取組】

- 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置
- 協議体の設置
- 高齢者が担い手となる生活支援サービス提供の仕組みづくり
- 生活支援に取り組む地域団体への支援

重点5 第4章 地域包括ケアシステムの構築
5 虐待防止・権利擁護の推進 (P30)

- 高齢者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、高齢者虐待防止の体制整備を図ります。
- 高齢者の判断能力が低下した場合でも、安心して生活できるよう権利擁護事業の推進に努めます。

【取組】

- 広報・普及啓発
- 関係機関とのネットワークの構築

重点6 第5章 介護保険サービスの提供体制の整備
1 介護保険制度の円滑な運営 (P31)

- 高齢者が要介護状態となった場合においても、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、サービスの充実を図るとともに、持続可能な制度の構築を図ります。

【取組】

- 介護保険制度の普及啓発
- 介護保険サービスの基盤整備
- 介護給付の適正化
- 介護保険料の収納率向上

重点7 第5章 介護保険サービスの提供体制の整備
2 介護保険サービスの質の向上 (P37)

○高齢者が安心して、自立した日常生活を営むことができるよう、質の高いサービスの提供を確保します。

【取組】

- 介護サービス事業者への支援・指導
- 介護従事者の人材確保・育成
- 苦情・相談体制の整備

重点8 第7章 健康づくりと介護予防の推進
3 介護予防・生活支援サービス事業の実施 (P48)

○地域のニーズに合ったサービスの提供を行います。
○自立した生活を送ることができるよう、また、介護状態の重度化を防ぐことができるよう、効果的なケアマネジメントの実施に取り組めます。

【取組】

- 訪問型・通所型サービス
- ケアマネジメント

重点9 第7章 健康づくりと介護予防の推進
4 一般介護予防事業の実施 (P49)

○福祉や医療など関係機関と連携し、介護予防の普及啓発を図ります。
○自主的な介護予防の取組を進めます。

【取組】

- 介護予防に関する教室や講座の開催、イベントにおける介護予防の普及啓発
- 地域のサロン活動など通いの場を活用した自主的な健康づくり

上記の「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの充実」「一般介護予防事業の実施」の取組を通じて、地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を推進します。

6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」であり、地域包括ケアシステムの基礎となる区域です。

登別市では、平成 22 年度から現在の日常生活圏域となり、それぞれの日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、身近な地域で相談や支援、介護サービスが受けられるよう、体制の整備を進めてきました。

今後も、地域包括ケアシステムの推進に向けて一層の取り組みが重要であるため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案し、これまでの日常生活圏域の 3 圏域とします。

また、この日常生活圏域を基本に介護保険の地域密着型サービスの提供基盤を整備するとともに、その他の保健・福祉サービスなどについても、住み慣れた地域で切れ目なく提供できるよう、きめ細かい取組を推進します。

なお、地域包括支援センターが担当する区域は、高齢者人口のおおむね 3,000 人から 6,000 人を基準に 1 か所設置します。担当地域については、日常生活圏域と同様の地域とし市内 3 地域に地域包括支援センターを設置しています。

表 日常生活圏域

日常生活圏域名	対象となる町名
登別東部	カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町、登別東町、登別本町、登別港町、富浦町、幸町、札内町、新栄町、幌別町、中央町、千歳町、常盤町、来馬町
登別中部	柏木町、富士町、片倉町、新川町、鉱山町、川上町、桜木町、緑町、青葉町、大和町、若山町、富岸町
登別西部	新生町、栄町、若草町、美園町、上鷺別町、鷺別町

表 地域包括支援センターが担当する区域

地域包括支援センターが担当する日常生活圏域	登別西部	登別中部	登別東部
人口	18,487 人	16,951 人	13,628 人
65 歳以上人口	6,606 人	5,445 人	4,953 人
高齢化率	35.7%	32.1%	36.3%

※人口：2017 年（平成 29 年）8 月末現在

表 日常生活圏域別の人口、事業所数などの状況

日常生活圏域		登別西部	登別中部	登別東部	
人口		18,487人	16,951人	13,628人	
65歳以上人口		6,606人	5,445人	4,953人	
高齢化率		35.7%	32.1%	36.3%	
地域密着型サービス	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	事業所数	0か所	0か所	1か所
		定員数	-	-	25人
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	事業所数	2か所	3か所	2か所
		定員数	36人	45人	36人
	地域密着型介護老人福祉施設	施設数	0か所	0か所	0か所
		定員数	-	-	-
施設・居住系サービス	(介護予防)特定施設入居者生活介護	事業所数	0か所	3か所	1か所
		定員数	-	150人	52人
	介護老人福祉施設	施設数	1か所	0か所	1か所
		定員数	100人	-	100人
	介護老人保健施設	施設数	0か所	0か所	1か所
		定員数	-	-	100人
	介護療養型医療施設	施設数	0か所	1か所	0か所
		定員数	-	30人	-